

野田市原油価格高騰対策等利子補給金

1. 目的

原油および原材料の価格の高騰による売上げの減少等により、事業活動に影響を受けることが見込まれる市内の中小企業者に対し、金融機関から融資を受けた際の利子の一部について補給を行い、経営基盤の強化および経営の安定を図ることを目的としています。

2. 対象者

- (1) 市内に店舗・工場・事務所・営業所等がある中小企業の法人・個人
- (2) 市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいること
- (3) 市税を完納していること
- (4) 次のいずれかの融資を平成21年3月31日までに受けていること
 - ①千葉県中小企業振興資金のうち、セーフティネット資金5号に係る融資
 - ②千葉県中小企業振興資金のうち、セーフティネット資金原油・原材料価格高騰対策枠に係る融資
 - ③国民生活金融公庫のセーフティネット貸付（経営環境変化資金）5号に係る融資のうち、原油および原材料価格の高騰に起因して必要となった資金と認められる融資

〔注〕平成21年4月1日以降に融資を受けたものは該当しない。

3. 補給額

融資の貸付利率から0.7%を控除して得た率を補給します。ただし、年1.5%を限度とします。

$$\text{融資の貸付利率} - 0.7\% = \text{利子補給率（年1.5\%限度）}$$

利子補給金の額は、1月1日から12月31日までの利子の合計額に対して上記の率を乗じて補給します。

4. 補給期間

融資を受けた日から5年以内です。

5. 交付申請

補給金を受けようとする対象者は、交付申請書と下記の書類を添付して、野田市民生経済部商工課に提出してください。

- 〔添付書類〕
- ①金融機関が発行する返済状況に関する証明書
 - ②市税に関する納税証明書
 - ③セーフティネット資金に関する融資であることを証明する書類

補給金申請用紙は、市内の金融機関、野田商工会議所、野田市関宿商工会、市役所商工課にあります。

<問い合わせ先>

野田市役所 商工課 電話04（7125）1111 内線3972